

令和8年度後川辺（権現山）遺跡民間開発に伴う  
発掘調査測量・遺構実測及び空中写真撮影業務委託仕様書

第1章 総則

第1条 本仕様書は令和8年度後川辺（権現山）遺跡民間開発に伴う発掘調査測量・遺構実測及び空中写真撮影業務委託に関して、必要な諸事項を定めるものである。

本業務は、本仕様書ならびに国土交通省の定める「公共測量作業規程」及び委託者の指示に基づいて実施するものとする。

第2条 本仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 委託者とは、本業務を委託する菊池市教育委員会をいう。
- (2) 受託者とは、本業務を受託するものをいう。
- (3) 主任技術者とは、受託者のうち本業務を直接担当し作業全般を指揮・管理する者をいう。

第3条 受託者は、埋蔵文化財発掘調査に関わる業務の専門機関であること、もしくは専門部門を有し、埋蔵文化財発掘調査に関わる業務（発掘調査における測量など）の実績を有することとする。

2 受託者は、緊急の場合に対応できるよう、熊本県内または菊池市近郊に本社や支店があり、必ず測量士の資格を持つ技術者が常駐する機関を有すること。また、業務期間中、技術者が必ず連絡が取れる状態にあり、必要に応じて現場に赴くことが可能な状態にあること。

3 作業で使用する機器は測量機械器具検定基準に合格したもので、常に整備されたものを使用し、必要な道具、機材は全て受託者が用意するものとする。

第4条 主任技術者と技術者の資格基準は以下の通りとする。

主任技術者：受託者の正社員であり、且つ、大学で歴史学考古学またはそれに類する専門課程を卒業した者、もしくは、これと同等以上の知識があると認められる者。

技 術 者：受託者の正社員であり、測量士の資格を有するもの。

第5条 受託者は業務委託締結後速やかに主任技術者の選任届出書、主任技術者及び技術者の本人確認書類一式（運転免許証及び健康保険証）、経歴書、技術者の測量士資格証明書を委託者に提出すること。なお、様式は受託者のものとする。

第6条 受託者は、委託業務の発生後速やかに委託者の監督員と協議し、調査の進捗状況に適応した作業実施計画を立て、関係書類を作成し委託者に提出するものとする。

2 業務内容および作業実施計画の変更が生じた場合は、委託者・受託者協議のうえ、関係書類を作成するものとする。

3 業務は基本的に委託者の要請があった日から3日以内に着手するものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

第7条 現地並びに調査にあたっての土地の立ち入りは、地元住民との協調を保ち、いたずらに摩擦を生じないように十分心掛けなければならない。本業務の遂行中に生じた諸事故または第三者に与えた損害については、すべて受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに委託者に報告するものとする。

第8条 受託者は、本業務を完了したとき、業務完了届、成果品納入書とともに成果品を提出し、完了検査を受けなければならない。また、成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承認を受けずに他に公表、譲渡、貸与してはならない。なお、成果品の著作権等は、菊池市に帰属するものとする。

第9条 業務完了後、受託者の責に属する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。

第10条 受託者は、作業の実施にあたり疑義を生じた場合、委託者と十分協議のうえ委託者の指示に従わなければならない。

## 第2章 作業概要

第11条 作業概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務名称 令和8年度後川辺（権現山）遺跡民間開発に伴う発掘調査測量・遺構実測及び空中写真撮影業務委託
- (2) 履行場所 熊本県菊池市泗水町福本 1119-1 ほか9筆
- (3) 履行期間 測量・遺構実測： 2ヶ月程度（令和8年7・8月を予定）  
（遺構実測の現地作業は契約締結後速やかに実施すること）  
空中写真撮影：現地調査期間中に1回実施  
成果品作成：契約期間終了まで

### (4) 作業概要

〔測量・遺構実測作業概要〕

- ・基準点（2点）・水準測量（既知点より0.2kmと想定）
- ・調査区内メッシュ杭設置 対象面積 600㎡ 5m間隔（ニゲ杭必要）
- ・調査区内検出の遺構完掘平面実測図の作成  
1/20縮尺を基本とする（状況により1/10縮尺）  
対象面積 600㎡（遺構密度30%未満を想定）
- ・1/200地形測量 対象面積 600㎡
- ・遺物取り上げ 30点 1/20縮尺を基本とする（状況により1/10縮尺）

〔空中写真撮影概要〕

- ドローンによる遺跡調査区全景、主要遺構及び調査区外周辺全景写真（垂直方向・斜方向から）等を撮影し、写真引き伸ばし等の作業を行う
- ・撮影カット 総数5カット

〔デジタルトレース作業概要〕

- ①デジタルトレース 光波測距儀等で計測したデータを、地形測量図や遺構実測図に変換する。
- ②データ出力 指定のメディアや紙媒体に、作成したデータを出力する。

## 第3章 作業仕様

第12条 作業内容は、次のとおりとする。

〔3級・4級基準点測量・4級水準測量〕

- ・公共測量作業規程に準ずる精度とする。
- ・3級基準点は調査対象区域を囲むように設置すること。設置場所については委託者と協議の上決定する。

〔調査区内メッシュ杭設置〕

- ・公共座標の5m交点に木杭（赤杭）を設置する。また、調査区端にニゲ杭（黄杭）を設置する。

〔調査区内検出の遺構平面実測、個別遺構実測〕

- ・調査区で検出した遺構の完掘実測図（縮尺 1/20）、個別実測図（縮尺 1/10）をそれぞれ作成すること。
- ・実測対象、および実測対象面積は以下のとおり。

実測対象は調査区内全域 600 m<sup>2</sup>（遺構密度 30%未満）。

- ・実測は原則として手実測は行わない。デジタル機器を用い、掘削作業の支障にならない方法で行うものとする。また、委託者が指示する遺構実測ポイントは必ず計測することとし、実測図データに入力すること。なお、遺構、出土遺物の表現については現地にて委託者と協議すること。

#### [縮尺 1/200 地形測量図作成]

- ・調査区内の地形測量を行う。等高線を 20cm 間隔で作成すること。プロットする場合の線種・線のサイズ・レイアウトの決定等についてはプロット出力時の縮尺や用紙サイズ等を考慮し、委託者と協議の上決定すること。

#### [遺物取上げ作業]

- ・デジタル機器を用い、遺物取上げを行うこと。
- ・遺物取上げの点数は 30 点とする。

#### [空中写真撮影]

- ・撮影に使用するデジタルカメラは、センサーサイズ 35mm フルサイズ、有効画素数 2000 万画素以上もしくはそれ以上の性能を有したものを使用すること。
- ・ドローン操縦において、30m 以下の高さでも撮影ができること。
- ・考古学の遺跡写真、研究資料としての精度を保つこと。
- ・ドローンが墜落しないように、万全を期すこと。また撮影ミスがないこと（撮影後は遺構の掘り下げをおこなうため、再度撮影は不可能）。
- ・事項の詳細については、担当者と協議のうえその指示に従うこと。

#### [デジタルトレース作業]

以下のとおりに行う。

##### ①デジタルトレース

- 1 遺構実測原図をスキャナーにて取り込み、歪み補正を行った後にデジタルトレースソフトを用いて編集し、報告書作成に適応するトレースデータを作成する。最終的な成果品は Adobe 社 Illustrator または CreativeCloud 等のソフトで編集が可能なものとする。
- 2 ラスターデータに変換した実測図面もあわせて納品すること。データ形式は汎用性が高いものとし、委託者と協議の上決定すること。
- 3 ラスターデータの画像解像度は 400dpi 以上とする。
- 4 デジタルトレースデータは理論上 1/1 とし、公共座標で管理する。
- 5 レイヤ構造・プロットする場合の線種・線のサイズ・レイアウトの決定等についてはプロット出力時の縮尺や用紙サイズ等を考慮し、委託者と協議の上決定すること。
- 6 プロット出力用紙は、ポリエステルシートないしそれに類するものとし、品質及び耐久性に優れたものを、受託者が準備するものとする。
- 7 トレースを行う際はできる限りスムーズな線の表現を原則とし、特に遺構平面図描画は遺構上端線および下端線の描出を原則とし、遺構の形状にはとくに注意を払うこと。

##### ②合成図作成

縮尺および割付の順序、線種、北マーク、スケール、注記、トーンキャプション等の詳細については、すべて委託者の指示に従うこと。

##### ③データ出力

①②で作成したデータは指定するメディアに出力するほか、ポリエステルシートないしはそれに類するものに印刷して納品すること。印刷の際の縮尺、線の太さ、座標値の表記方法など詳細については、委託者と協議の上実施すること。なお、いずれの場合もメディアについては、受託者が準備するものとする。

- 8 業務に際しては、菊池市教育委員会担当調査職員の指示に従うこと。なお、上記にない事項についてはそれぞれ別途協議する。

#### 第4章 納入成果品

第13条 納入する成果品は次のとおりとする。

- |  |    |
|--|----|
| (1) 業務報告書<br>作業概要をまとめたもの。作業写真、図面等デジタルデータ含む                 | 一式 |
| (2) 遺構平面実測図・個別実測図  | 一式 |
| (3) 個別遺構の実測基準点配置図（デジタルデータ含む）                               | 一式 |
| (4) 作成したデジタルデータを保存したメディア                                   | 一式 |
| (5) デジタルトレース作業で作成したデジタルデータを用紙に印刷したもの                       | 一式 |
| (6) 空中写真<br>2Lサイズで紙焼きしたもの5カット、デジタル画像データ（拡張子はraw、tiff、jpeg） | 一式 |

#### 第5章 その他

##### 【市内業者の利用及び資材調達】

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

##### 【受注者に対する暴力団等による不当介入の排除】

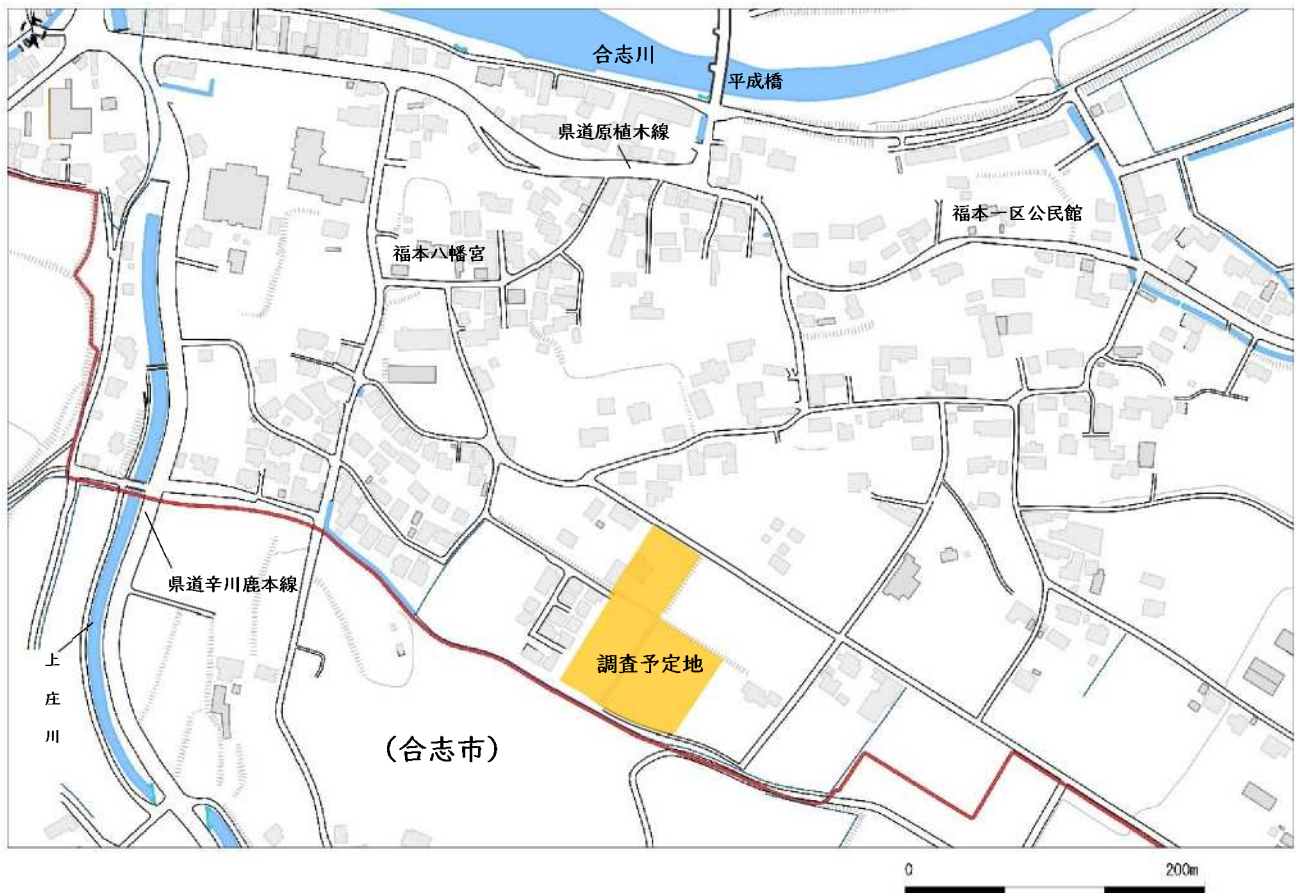
暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- (1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

##### 【ウィークリースタンス】

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「菊池市設計業務等におけるウィークリースタンス実施ガイドライン」に基づき、受委託者の協力のもと取り組むものとする。

## 【位置図】



## 【内訳】

測量・遺構実測、デジタルトレース

費目	項目	種別	数量	単位
直接経費	測量費	4級基準点測量	2	点
		4級水準測量(既知点からおよそ0.2kmと想定)	0.2	km
		メッシュ杭設置(5m間隔)	600	m <sup>2</sup>
		地形測量(縮尺 1/200)	600	m <sup>2</sup>
		遺構実測図作成 (縮尺 1/20、遺構密度 30%未満、断面は無し)	600	m <sup>2</sup>
		遺物取上げ	30	点
		デジタルトレース作業	1	式
		空中写真撮影	1	式
間接経費	諸経費		1	式
消費税			10	%

## 令和8年度後川辺(権現山)遺跡発掘調査測量・遺構実測等業務 業務内訳書

単位:円

項 目	内 容	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用
直接経費						
	4級基準点測量	点	2			
	4級水準点測量	km	0.2			
	メッシュ杭設置(5m間隔)	m <sup>2</sup>	600			
	地形測量(縮尺1/200)	m <sup>2</sup>	600			
	遺構実測図データ作成(基本縮尺1/20、遺構密度30%未満)	m <sup>2</sup>	600			
	遺物取り上げ	点	30			
	空中写真撮影(5カット)	点	1			
小計						
諸経費		%				
小計						
改め計						千円未満切り捨て
消 費 税		10%				
合 計						